

沖縄労働局発表
令和4年9月30日

担当	沖縄労働局労働基準部賃金室 室長 梅澤 栄 室長補佐 宜間 弘史 電話：098 - 868 - 3421
----	---

令和4年度沖縄県最低賃金改正【820円 853円】周知 に係る街頭キャンペーンの実施について（取材依頼）

令和4年度沖縄県最低賃金が、令和4年10月6日（木）から改正、発効します。沖縄労働局（局長 西川 昌登^{まさと}）では、県内で働く労働者及び使用者を始め、広く県民に周知するため、沖縄県、労使団体の協力の下、下記により街頭キャンペーンを実施いたしますので、周知へのご協力、取材方、お願いいたします。

趣 旨

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。沖縄労働局では、改定額を広く県民に周知を行い、改定されたことを知らないことによる法令違反が生ずることがないように、本街頭キャンペーンを始め、労働局長及び労働局幹部が積極的に周知の取組みを行うこととしている。

1 街頭キャンペーン実施内容

- (1) 実施年月日 令和4年10月4日（火）16：30～17：30
- (2) 実施場所 県庁（県民広場）前付近
- (3) 参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会
連合沖縄

(4) 内 容

開会セレモニー（17：00開始予定）

沖縄労働局長挨拶

沖縄県（商工労働部 産業雇用統括監）挨拶

労働者団体代表（連合沖縄）挨拶

セレモニーをはさみ、沖縄労働局長を先頭に、参加・協力機関の協力を得て、通行人への別添リーフレットの配布による周知の取組みを行う。

知っていますか？

自分の最低賃金

沖縄県 最低賃金

853時間額円

令和4年 10月6日から

前年比 **33円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ
沖縄労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給 (円)}}{\text{時間}} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給 (円)}}{\text{1日の平均所定労働時間 (時間)}} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給 (円)}}{\text{1か月の平均所定労働時間 (時間)}} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合 ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。